○外務省告示第六十三号

平成二十三年二月十日にコロンボで、ルパバヒニ国営放送局番組制作機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年三月二日

外務大臣　前原　誠司

1　援助の目的及び内容　ルパバヒニ国営放送局番組制作機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千百七十万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　髙橋邦夫在スリランカ大使

スリランカ側　ジャヤスンドラ財務・計画省次官

○外務省告示第六十四号

次に掲げる各国の政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

平成二十三年三月二日

ブルガリア共和国　平成十六年十二月三日

セントクリストファー・ネーヴィス　平成十七年三月二日

ポーランド共和国　平成十七年四月二十九日

クロアチア共和国　平成十七年五月四日

サウジアラビア王国　平成十七年五月二十三日

フランス共和国　平成十七年七月十五日

エストニア共和国　平成十七年七月十八日

リトアニア共和国　平成十七年九月十三日

ルクセンブルク大公国　平成十七年十一月二十一日

ツバル　平成十七年十二月二日

ベルギー王国　平成十八年二月二十七日

スロベニア共和国　平成十八年三月三日

大韓民国　平成十八年四月二十日

イタリア共和国　平成十八年五月二十二日

中華人民共和国　平成十八年五月二十三日

ラトビア共和国　平成十八年六月十九日

チリ共和国　平成十八年十月十六日

ベナン共和国　平成十九年一月十八日

ルーマニア　平成十九年二月五日

キリバス共和国　平成十九年六月十四日

ベリーズ　平成十九年七月十日

アンティグア・バーブーダ　平成十九年八月七日

オーストラリア連邦　平成十九年八月七日

クウェート国　平成十九年八月七日

モンゴル国　平成十九年九月十九日

ケニア共和国　平成二十年一月十四日

シエラレオネ共和国　平成二十年三月十日

マレーシア　平成二十二年九月二十七日

ガーナ共和国　平成二十二年十月一日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ブルガリア共和国　平成十七年五月十九日

セントクリストファー・ネーヴィス　平成十七年六月二日

ポーランド共和国　平成十七年七月二十九日

クロアチア共和国　平成十七年八月四日

サウジアラビア王国　平成十七年八月二十三日

フランス共和国　平成十七年十月十五日

エストニア共和国　平成十七年十月十八日

リトアニア共和国　平成十七年十二月十三日

ルクセンブルク大公国　平成十八年二月二十一日

ツバル　平成十八年三月二日

ベルギー王国　平成十八年五月二十七日

スロベニア共和国　平成十八年六月三日

大韓民国　平成十八年七月二十日

イタリア共和国　平成十八年八月二十二日

中華人民共和国　平成十八年八月二十三日

ラトビア共和国　平成十八年九月十九日

チリ共和国　平成十九年一月十六日

ベナン共和国　平成十九年四月十八日

ルーマニア　平成十九年四月二十五日

キリバス共和国　平成十九年五月五日

ベリーズ　平成十九年九月十四日

アンティグア・バーブーダ　平成十九年十月十日

オーストラリア連邦　平成十九年十一月七日

クウェート国　平成十九年十一月七日

モンゴル国　平成十九年十二月十九日

ケニア共和国　平成二十年四月十四日

シエラレオネ共和国　平成二十年六月十日

マレーシア　平成二十二年十二月二十七日

ガーナ共和国　平成二十三年一月一日

二　フィンランド共和国政府は、前記の議定書の批准書を平成十七年三月三十一日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十七年六月三十日にフィンランド共和国について効力を生じた。

三　オランダ王国政府は、前記の議定書の受諾書を平成十八年十月二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十九年一月二日にオランダ王国について効力を生じた。

（平成十七年三月三十日、同年五月十三日、同年七月二十日、平成二十年一月二十四日、同年三月十日、平成二十二年九月二十八日及び同年十月五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年三月二日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第六十五号

平成二十三年二月十八日にウランバートルで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

平成二十三年三月二日

外務大臣　前原　誠司

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

○外務省告示第六十六号

平成二十二年六月三十日にアスンシオンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十三年二月十四日に効力を生じた。

平成二十三年三月二日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パラグアイ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパラグアイ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十八億二千二百万円（四、八二二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地方道路整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パラグアイ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、パラグアイ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が(c)計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、パラグアイの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パラグアイ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。